

# 児童手当制度

## 3歳未満のお子さんをお持ちのお父さんお母さん、児童手当制度に該当していませんか？

お子さんをお持ちのお父さんお母さん、児童手当制度に該当していませんか？

### 児童手当を受けられる人は

児童手当は、3歳未満の児童を養育しているかたで、前年の所得が一定の限度額未満のかたに支給されます。※1～5月に支給される手当は前々年の所得が対象になります。厚生年金などに加入するサラリーマンなどについては特例給付があります。児童手当、特例給付の所得制限額

世帯の構成	児童手当	特例給付
0人	157万6千円未満	30万円
1人	187万6千円未満	30万円
2人	217万6千円未満	30万円
3人以上	1人増すごとに	30万円

※児童手当、特例給付認定の所得制限額には、一定の控除があります。なお、所得制限額は年により変更されることがあります。

この制度は、児童を養育しているかたに手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を目的とするものです。あなたのご家庭も、児童手当に該当していないかも一度ご確認ください。

### 児童手当の支給額

児童手当に該当するかたは次の額が支給されます。※特例給付の場合も同様です。

- ▼第1子：5千円
- ▼第2子：5千円
- ▼第3子以降一人につき：1万円

### 特例給付を受けられることができるかたは

所得制限により児童手当が受けられないサラリーマン(厚生年金などに加入など)については、そのかたの前年の所得が一定の限度額未満の場合、特例給付(児童手当と同額)が支給され

れます。※1～5月に支給される手当は前々年の所得が対象になります。

### 児童手当、特例給付の支給

認定を受けるための届け出をした日の翌月から支給され、支給事由が消滅した日の月の分まで終了します。支給月2・6・10月 ※それぞれの前月分までが支給されます。特例給付も同様です。

### 児童手当の手続き

上記に該当し、児童手当、特例給付の支給資格が生じたかたは、必要書類を持って児童福祉課で児童手当認定請求書の手続きをしてください。届け出に必要な書類

- 年金加入証明書
- 印鑑
- 請求者の銀行口座番号

### 児童手当、特例給付を受けようとしているかたは 現況届の提出を

児童手当、特例給付を受けているかたは、毎年6月に児童手当現況届を提出しなければなりません。

### 児童手当現況届

この届は毎年6月1日現在の状況を記載するもので児童手当、特例給



※その他必要に応じ別途書類を請求することがあります。

# 児童手当 Q&A

**Q** 3歳未満の子どもが2人います。手当も2人分受けられますか？

**A** 児童手当は、第1・2子には5千円、第3子以降は1人につき1万円が支給されますが、お子さんが複数いる場合、それぞれの子どもに児童手当が支給されます。3歳未満のお子さんが2人の場合、第1子に5千円、第2子に5千円で合計1万円が支給されます。また、お子さんが3人いて、第2子と第3子が3歳未満の場合、第2子が5千円、第3子が1万円で合計1万5千円が支給されます。

**Q** 現在児童手当を受けていますが、来月所沢市に引っ越します。手当はそのまま引き続き所沢市でも受けることができますか？

**A** 他の市町村に住所が変わる場合は、狭山市での児童手当の支給資格はなくなり、まず、異動先(この場合は所沢市)で、新たに手続き(児童手当認定請求書の提出)が必要となります。手続きが遅れますと、遅

れた月の分の手当は支給されませんのでご注意ください。

**Q** 子どもが生まれて児童手当を受けようとしているのですが、一度手続きをすれば3歳になるまで手続きはしなくていいですか？

**A** 児童手当を受けているかたは、毎年、現況届を提出しなければなりません。これは、引き続き手当を受けられる資格があるかどうかを年1回調査するもので、手続きをしないと、6月以降の手当は支給されません。

**Q** 子供が生まれました。児童手当を受けたいのですが、該当になる所得の基準額を教えてください。主人は自営業者で国民年金に加入しています。

**A** 所得制限の額は、働いているかたが前年に扶養していたかたの人数により異なります。ご質問のかたの場合、昨年のご主人の被扶養者は奥さんお一人です。この場合、総所得が187万6千円未満のかたが対

象となります。また、対象となる所得の基準額は前年の被扶養者が一人増えるごとに30万円プラスされます。例えば被扶養者が二人の場合の所得の基準額は、187万6千円に30万円をプラスし217万6千円未満となります。なお、厚生年金などに加入しているサラリーマンのかたは、特例給付の対象となり所得の基準額が異なります。基準額は、前年の被扶養者が1名の場合、365万8千円未満となります。被扶養者が増えた場合は、児童手当と同額(30万円)がプラスされます。

**Q** 現在1歳の子どもがいて児童手当を受けています。来月2人目の子どもが生まれますが、新たに手続きをしなくても自動的に支給額は増額されるのですか？

**A** 現在、児童手当を受けているかたでも、新たにお子さんが生まれたときは、そのお子さんの申請をしてください。申請をしないと、新たに生まれたお子さんの手当を受けとることは出来ません。

### その他の届け出

次のような事由が発生したかたについても、手続きが必要になります。

- ① お子さんが増えたとき  
児童手当、特例給付認定を受けているかたで、出生などにより支給対象となる児童が増えた場合、児童手当額改定請求書を提出してください。支給額は、改定請求をした日の翌月から増額されます。
- ② 住所が変わったとき  
受給者が市内で住所が変わったり、他市町村に転出する場合は児童手当住所変更届が必要です。

以上のように児童手当は条件を満たせば受けることができる手当ですが、決められた手続きをとらずにいると受けることができません。手続きをしていないかたは、必要書類を持って児童福祉課で手続きをしてください。

なお、不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ 手続き  
市役所1階児童福祉課児童福祉係へ  
内線169